

資料編

大分県社会福祉審議会条例(抜粋)

平成12年3月31日 大分県条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 審議会の名称は、大分県社会福祉審議会とする。

(調査審議事項の特例)

第3条 審議会は、法第7条第1項に規定する事項のほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員40人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代行)

第5条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 法第9条第1項の臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項に規定する専門分科会のほか、同条第2項の規定により老人福祉専門分科会を置く。

第8条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。
- 4 専門分科会の会議は、委員長が招集し、専門分科会長が議長となる。
- 5 第5条及び第6条第3項から第5項までの規定は、専門分科会について準用する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

(部会)

第9条 審議会は、その定めるところにより、児童福祉専門分科会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を総理する。
- 5 部会の会議は、委員長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 第5条及び第6条第3項から第5項までの規定は、部会について準用する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

大分県社会福祉審議会委員名簿

令和2年3月1日現在

区分	氏名	役職
議会 福祉サービス 関係者	森 誠一	大分県議会議員(福祉保健生活環境委員会委員長)
	草野 俊介	大分県社会福祉協議会 会長
	定宗 瑛子	大分県民生委員児童委員協議会 会長
	佐藤 成己	大分県保育連合会 会長
	林 三男	大分県老人クラブ連合会 会長
	引田 正信	大分県里親会 会長
	渡辺 浩二郎	大分県手をつなぐ育成会 理事
	佐藤 一夫	大分県身体障害者福祉協会 会長
	平原 伸	大分県知的障害者施設協議会 会長
	高橋 とし子	大分県老人福祉施設協議会 会長
	三浦 晃史	大分県身体障害児者施設協議会 会長
	松永 忠	大分県児童養護施設協議会 会長
	松田 政隆	大分県民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会代表
	神田 弘法	大分県精神保健福祉会 会長
	川野 義人	大分県ボランティア・市民活動センター運営委員会 委員長
	高柳 美子	大分県母子寡婦福祉連合会 理事長
医療関係者	河野 幸治	大分県医師会 副会長
	渕野 勝弘	大分県精神科病院協会 会長
学識経験者	福田 広美	大分県立看護科学大学 教授
	相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
	飯田 法子	大分大学福祉健康科学部 准教授
住民代表	永松 カズ子	JA大分県女性組織協議会 副会長
	安部 志津子	大分県地域婦人団体連合会 会長
	中野 洋子	認知症の人と家族の会 大分県支部 世話人代表
	丹羽 和美	社会福祉法人暁雲福祉会 常務理事
	大呂 紗智子	おおいた子ども支援ネット 理事
行政関係者	永松 悟	大分県市長会 副会長

(敬称略)